

史料紹介—近世の畳の頭板^{かしら}について—

今 津 勝 紀

以下に紹介するのは、近世の畳の頭板である。頭板は、耳板ともいい、畳の隅の崩れを防ぐために、畳床の端上面にあて補強するもので、その上に畳表を貼る。現在でも、畳床の両短辺に頭板を入れる例があるが（長手に入れる場合もある）、普通の畳では省略される⁽¹⁾。

発見されたのは、一九九三年九月～一九九四年六月にかけてのことで、岡山県赤磐郡吉井町河原屋の尾関寿生氏所有の畑地においてである。尾関氏宅では、一九九三年六月に、母屋とは別棟の隠居部屋の畳替えの必要から、古い畳六枚を草抑えとして畑地に廃棄したのであるが、その畳が腐食して崩れ、頭板が地上に露出しているところを、尾関辰哉氏により発見されたものである。尾関氏宅では、近世には、備前国赤坂郡是里村の枝村にあたる河原屋村の名主宅であり、元来畳が敷かれていたのは、母屋の表座敷であったと聞く。後述するように、これらの頭板には「明和二年」（一七六五）の銘が

あり、畳本体は明和二年に製作されたもので、それが畳表を替えたつ最近まで使用されていたわけである。

尾関氏宅で廃棄された畳六枚の両短辺に頭板が付けられていたとしたならば、一二本の頭板が存在したはずであるが、採取できたのは合計七本である。頭板の形状は、全長がほぼ九五〇mm、幅三六～三九mm、端沿いに使う部分の厚さが五mmで、畳の内側にあたる両端部は斜めに切られ、かつその裏面は〇・五mmから一mmの薄さに成形されている。材は松材で、板目・柃目でとられている。またそれぞれの頭板には、ほぼ一〇cm程度の間隔で九カ所ほど穿孔されており、一部の穴には風糸状の畳糸が残存している。これらは、畳に縫いつける時に利用されたものである。

今回発見された頭板には、所々意味不明のものもあるが、以下のような墨書が残存しており、貴重な事例であると思われる。

- (1) 「明和二年乙酉卯月十九日備前和気郡西片上村之住人畳師佐四郎作之者也」

953×38×5 061

- (2) 『陣書上巻西者らと古今古』

明和二年酉ノ卯月」

(308)×36×5 061

(3) ・「み わつらい□□□□けふはせひとも

・「 佐□

(905)×39×5 061

(4) 明和貳年とりの四月改之」

(908)×37×5 061

(5) 明和二乙酉四月十八日作之者也 畳拾貳畳之内 正宗□」

(858)×37×5 061

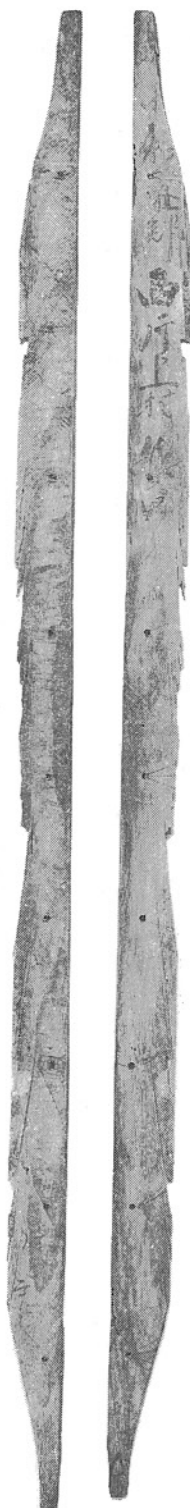
(6) ・「☐☐☐☐之村谷大 『五』 赤坂郡河原屋 明和貳年酉ノ四月□ 大工当村与兵衛畳刺和気郡西片上村」

950×37×5 061

(7) ・「☐☐☐☐前国和気郡西片上村佐四郎□□□□□□ い□□□そ□□

片上書之」 951×37×5 061





(7)



(6)



(5)



(3)

(1)には明和二年(一七六五)四月一日にこの畳が製作されたことが明記されている。なお(5)では四月一日とあるので、この時の作業が少なくとも四月一日と一九日の二日にわたり行なわれていることがわかる。またこの畳を製作したのが、和気郡西片上村の畳師佐四郎であり、それが赤坂郡是里村河原屋まで出張していることになり、郡域を越えて活動する畳師の様子がうかがえる。(2)(4)(5)(6)の主要な墨書は、製作年月を示す。(2)には落書があり、落書の内容からこれは畳師本人が書いたものである可能性が高いが、筆跡の同定は困難である。また(5)からは、この時製作された一連の畳が一二畳であることが窺える。そして(6)には「五」と大書されており、これなどは恐らく一二畳の内の五番目であることを示すと考えられるが、他の頭板には書かれていない。

頭板の発見された赤坂郡是里村は近世では、岡山藩家老の片桐池田の知行地であり、領主がしばしば狩猟に訪れたところである。その際には、名主宅にも逗留しており(荒嶋宗元家文書「万歳留帳」『吉井町史』第二巻)、尾関氏宅でも領主逗留時の接待仕法が最近まで残されていたと聞く。恐らく、同氏宅でのこうした畳の製作もそのような事情と関連するのであろうが、傍証する史料が存在せず残念ながら不明である。なお頭板の釈読には、狩野久氏を中心に倉地克直・久野修義・青木充子の諸氏と今津があたり、奈良国立文化財研究所のお世話をいただいた。

註

(1) 出口晴洪『伝統に学ぶ和風建築の技法』彰国社、一九九四年。『建築大辞典』(第二版) 彰国社、一九九三年。